

橋本市道路占用許可基準

平成 29 年 4 月 1 日 施行
橋本市まちづくり課

第 1 占用許可の基本方針

道路は本来一般交通の用に供する目的で設置されたものであるが、生活の場として利用される関係が生ずるため道路の特別使用として次の 3 つの要件を満たしている場合に限り、その占用を許可することができる。

- (1) 道路の占用に係る物件が、法又は法施行令に掲げる占用物件に該当していること。———限定列举主義
- (2) 道路の占用が、道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものであること。
- (3) 占用場所、構造が、政令で定める基準に適合していること。

「敷地外に余地がないためやむを得ない場合」とは、たんに地形上の事由のみではなく、社会的、経済的な事情等諸般の事情を考慮して、他に用地を取得することが著しく困難な場合であることをいう。

※付随して屋外広告物を許可

この基準が施行される以前に許可した物件については、構造等を基準に変更できるものについては変更するよう指示し、構造上変更できないものについては現状の占用許可を継続して与えるものとする。ただし、老朽化その他の要因により修繕又は再構築等を行う場合は、この基準に合わせて構築させるものとする。

第2 占用許可の範囲

1 占用の許可

道路の占用を許可できるものは、次に掲げる工作物、物件、施設等に該当するものであること。（法第32条、施行令第7条）

- (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔、その他これに類する工作物（法第32条）
「その他これに類する工作物」とは一般的に路上に設置される公益性のある柱類、ボックス類、塔類が含まれる。警察官派出所、公衆便所、消火栓、石碑等がその例である。
- (2) 水管、水道管、ガス管、その他これらに類する物件（法第32条）
マンホール、洞道等これらの物件の設置管理に必要な附帯施設も含まれる。
「これらに類する物件」としては一般的に地下埋設物が挙げられる。
- (3) 鉄道軌道その他これらに類する施設（法第32条）
これらの施設の設置場所は路面又は地下の如何を問わない。線路、停車場はもちろ
ん架線柱、停留所の標識等、これらの施設と一体をなすものはすべて含まれる。
- (4) 歩廊、雪よけ、これらに類する施設（法第32条） 日よけ、アーケード等はこれらに含まれる。
いわゆる「がんぎ」は雪よけに含まれる。
- (5) 地下街、地下室、通路、その他これらに類する施設（法第32条）
「地下街」とは地下に設けられる商店街をいう。
「地下室」に類する施設としては地下駐車場、地下広場等がある。「通路」は地下通路に限らず路上通路、高架道路の路面下の通路、上空通路等も含まれる。
- (6) 露店、商品置場、その他これらに類する施設（法第32条） 屋台店、空ビン置場等が代表的なものである。いずれも臨時的に設置されるもので、土地に定着せず、簡単に取り払えるものに限られる。
- (7) 前各号に掲げるものを除くほほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの（施行令第7条）
 - (イ) 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター基及びアーチ
 - (ロ) 太陽光発電設備及び風力発電設備
 - (ハ) 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
 - (ニ) 工事中板囲、足場、詰所、その他の工事中施設
 - (ホ) 土石、竹木、瓦、その他工事中材料
 - (ヘ) 防火地域において既設建築物を除去して、耐火建築物を建築する場合において当該既存建築物の工事期間中必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
 - (ト) 市街地再開発事業及び防災街区整備事業の施行区域内の建築物に居住する者で施設建築物に入居することとなるものを、一時収容するために必要な施設
 - (チ) 道路に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
 - (リ) トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、広場、公園、運動場、その他これらに類する施設
 - (ヌ) 高度地区内の自動車専用道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場
 - (ル) 建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）の区域内の土地に設

ける同項第1号する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの

- (オ) 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。）、原動機付き自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第3条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（（リ）に掲げる施設に設けるものを除く。）
- (ワ) 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車

第3 道路占用許可基準

1 電柱等の占用（1号物件）

電柱等の道路敷地内の占用は原則として認めないこととし、極力民有地に建柱させるか又は地下埋設とすること。ただし、道路敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場合は次の各号によるものとする。

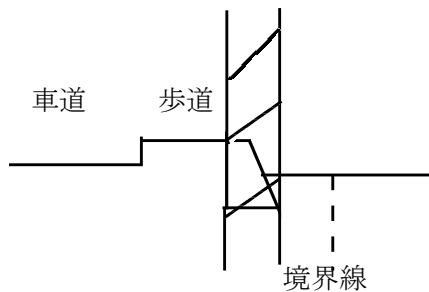
なお、電柱は道路の同一側に設置するものとし、他の類似線路と共架の方法をとるものとする。

(1) 歩車道の区別のある道路

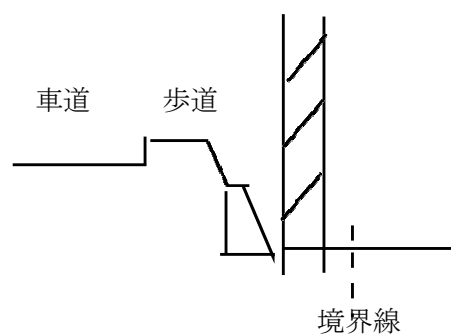
民有地との境界線に最も近い位置に設けること。ただし、やむを得ない場合は歩道の車道寄りとし、歩車道境界線から0.25メートルの間隔をおいて設置すること。

例

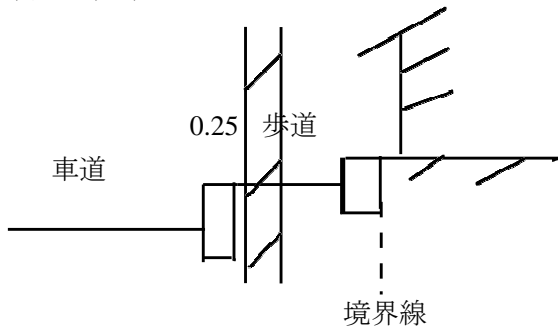
(民有地寄り)



(民有地寄り)



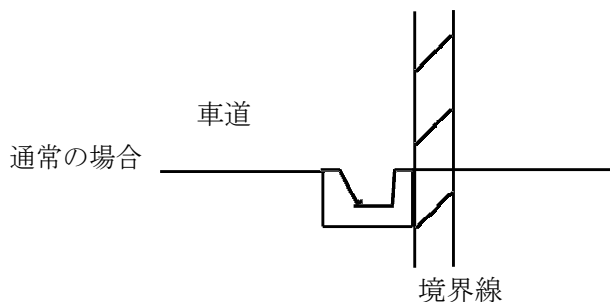
(車道寄り)

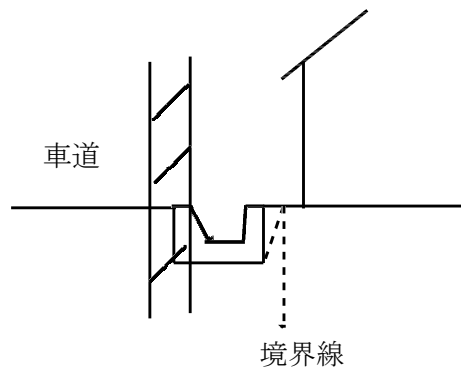


地下埋設物、人家、既設電柱等の関係でやむを得ない場合

(2) 歩車道の区別がない道路

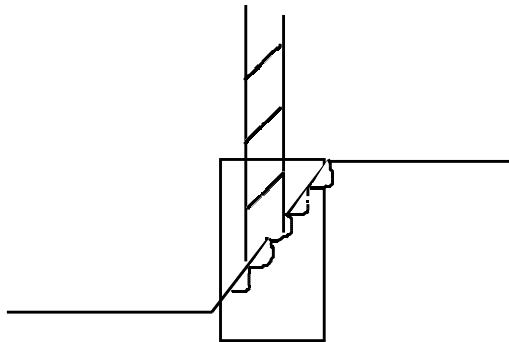
例 側溝等のある場合





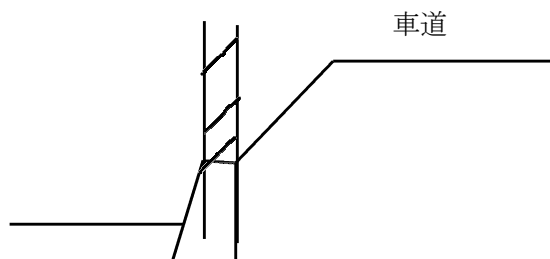
交通上大なる支障のない場合

例 石積法面を利用する場合



基礎コンクリートの構造及び取合せ石積みは現地に応じ完全なものとする

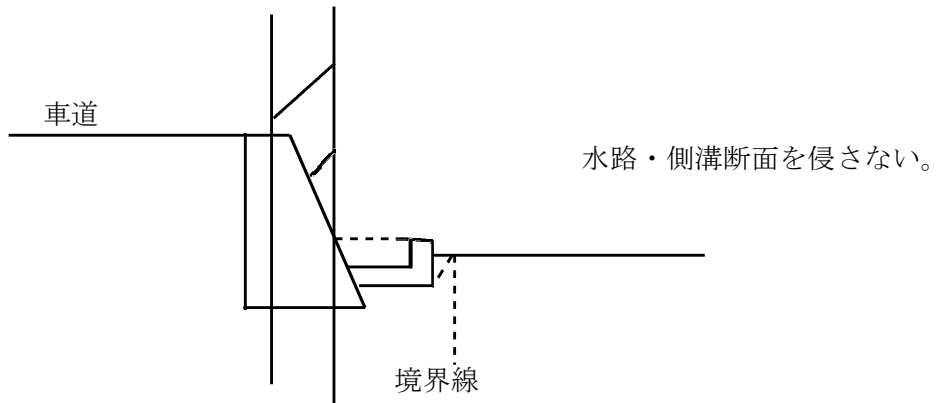
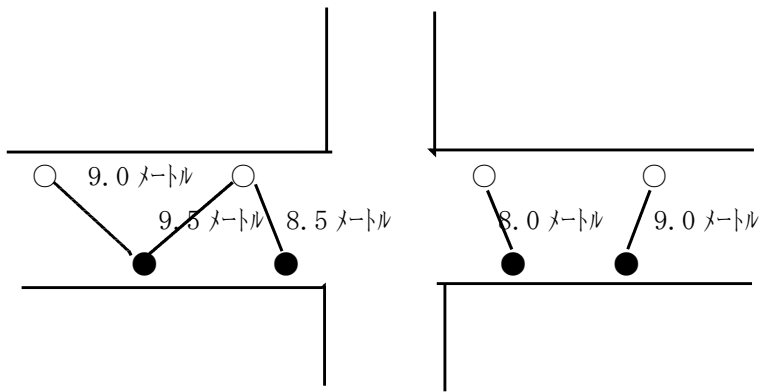
例 盛土法面を利用する場合



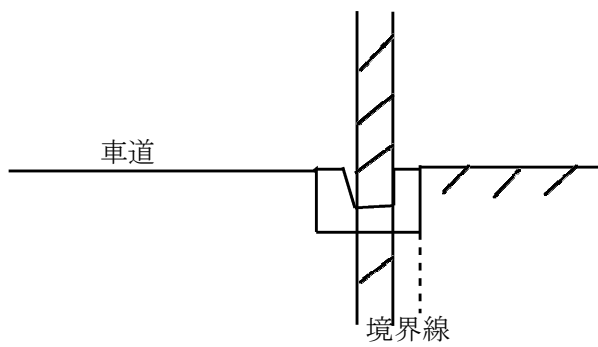
必ずしも法尻に建柱する必要はないが、曲線部等の安全視距を考慮すること。

(3) 歩車道の区別がない道路にあつては、反対側に占有物件がある場合は、電柱と当該物件との距離を平面図に記入させ、他の占有物件との距離は8メートル以上保つこと。

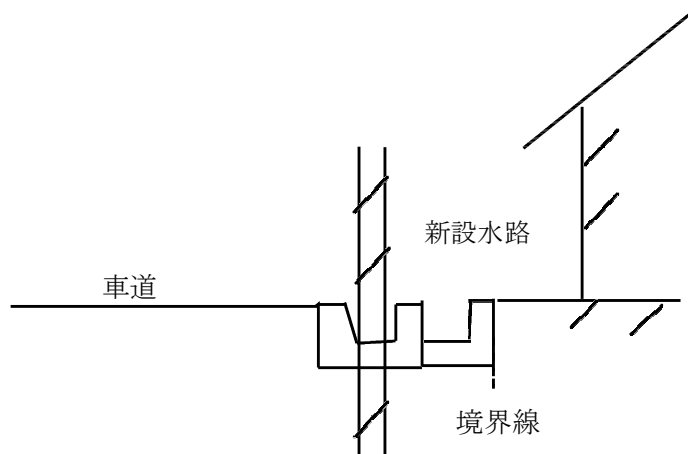
ただし、道路が交差し、接続し又は屈曲する場合にはこの限りでない。(施行令第11条第1項第2号ハ)



例 不許可の場合

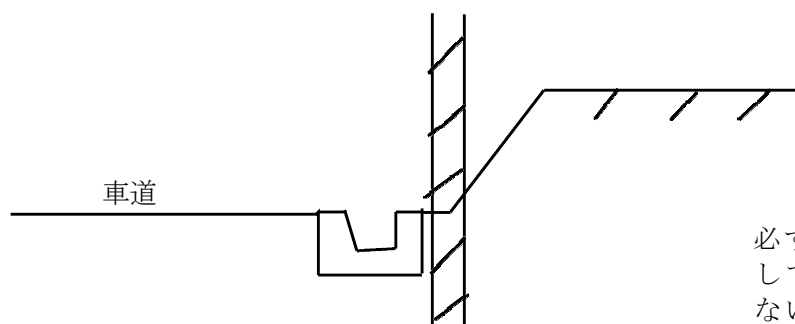


例 側溝の一部を付替できる場合



注 取合せ雨路通水に支障のない工法をとること。

例 切取法面のある場合



必ずしも側溝に接して建柱の必要はないが、局線部等の安全視距を考慮すること。

- (4) 交差点及び横断歩道から原則として5メートル以上の距離を保つこと。
- (5) 電柱の脚釘は、路面から1.8メートル以上の高さに、道路の方向と平行して設けること。(施行令第12条第1項第1号ロ)
- (6) 地上電線の高さは、路面から5メートル以上とすること。
ただし、既設電柱に共架する場合その他技術上やむを得ずかつ道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては、4.5メートル以上。歩道と車道との区分のある道路歩道上においては、2.5メートル以上とすることができる。(施行令第11条の2第1項第1号イ)
鉄塔による送電線(特別高圧)は路面からの高さ15.0メートル以上とする。

2 街路灯の占用（1号物件）

- (1) 灯柱の高さは照明灯の下部から路面まで4.5メートル以上とすること。ただし、歩車道の区分のある道路の歩道上にあっては、2.5メートル以上とすることができる。
- (2) 配線は原則として地下に埋設すること。ただし、地形上又は構造上やむを得ない場合は1の(3)を準用する。
- (3) 広告物の添加、巻付及び塗装は認めない。
- (4) 設置位置は電柱と同様とする。
- (5) 構造物の形状、色彩及び間隔は原則として同一とすること。
- (6) 電灯は路面の照度を均等にし、過度のまばゆさを感じしめない種類のものであること。
- (7) 地下根入れは灯柱全体の6分の1以上とし、通常予想される風圧等に充分耐え得るものであること。
- (8) 灯柱を他の支持柱に兼用させないこと。
- (9) 点滅灯、有色光源及び着色した外球並びに反射笠を使用しないこと。
- (10) 灯柱はなるべく細い金属製の「パイプ」を使用し、他の灯柱との間隔は20メートル以上とする。
- (11) 灯柱は基礎を設置し、上場は路面と同高とすること。
- (12) 灯柱の基礎と路面との境界付近は根巻を行うこと。

3 郵便ポストの占用（1号物件）

- (1) 歩車道の区分のある道路上では歩道上とし、歩車道境界線から0.25メートルの間隔をおいて設置すること。
ただし、残余の歩道幅員を1.5メートル以上とし、自転車歩行者道としての計画のあるところでは2.0メートル以上を確保すること。
- (2) 歩車道の区分のない道路では法敷以外での設置を認めない。ただし、前後の道路幅員を考慮し、交通に支障のない場合はこの限りでない。
- (3) 交差点、道路標識、消火栓等から5.0メートル以上、横断歩道、火災報知器から3.0メートル以上の距離を保たせること。

4 公衆電話所の占用（1号物件）

- (1) 歩車道の区分のない道路では許可しない。
ただし、ポール式の場合はその都度協議して決定する。
- (2) 歩車道の区分のある道路では3の(1)により設置すること。
- (3) 出入口は道路の方向と平行にすること。
- (4) 交差点、道路標識、消火栓から5.0メートル以上、横断歩道、火災報知器から3.0メートル以上の距離を保たせること。

5 広告塔の占用（1号物件）

道路管理上好ましくないので極力抑制の方針をとること。

- (1) 道路敷地外に余地がなく、真にやむを得ないと認められる場合は、道路広場又は橋詰広場等直接交通上支障とならない場所とする。
- (2) 広告塔の構造、色彩等は信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものであってはならない。
- (3) 路上の床面積は、方径又は直径0.5メートル未満、高さ4メートル未満とすること。
ただし、道路広場又は橋詰広場等で支障がないと認められるものに限り方径又は直径2メートル未満、高さ9メートル未満とすることができる。
- (4) 構造物は相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものでなければならない。
- (5) 塗装の地色は、原則として白色又は淡色に限るものとする。

6 その他のものの占用

送電用変圧塔、同開閉塔、又は各種配電箱、警察官見張所、給水塔、火の見ヤグラ、消防格納施設、消火栓、水防格納施設、公衆便所等。（1号物件）

- (1) 許可基準は、第3（1～5）に準ずる。

7 送電塔の占用（1号物件）

道路管理上非常に好ましくないので、やむを得ず脚柱の基礎の一部が道路敷地内（法面）に入るとき以外は許可しない。

- (1) 許可基準は、第3（1～5）に準ずる。

8 有線放送線、農林物産運搬用ケーブル等（1号物件）

- ・道路管理上好ましくないがやむを得ず許可する場合は建築限界をおかさないこと。
- ・道路を横断する場合は強固な支柱に取付け、垂れ下がり等のない構造とすること。
- ・保安施設（防護ネット等）の伴うものについては、風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等公衆に危険を与えるおそれのないものであること。（交通規制等ができない場合は搬送物の落下重に耐える構造であること。）

- (1) 許可基準は、第3（1～5）に準ずる。

9 バス待合所、時刻表示版、慰霊のための石碑、灰皿、くずかご、ポスター、掲示板等（1号物件）

- (1) 許可基準は、第3（1～5）に準ずる。

ただし、ベンチ及び上屋の道路占用については、「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて（平成6年6月30日付け建設省道政発第32号）」によることとする。

10 花だん、フラワーポット等（1号物件）

- ・歩道上又は道路の法敷以外の設置は原則認めないこと。

- (1) 許可基準は、第3（1～5）に準ずる。

1.1 地下占用物件

- (1) 道路の掘削を伴う場合は、原則としてコンクリート舗装にあっては舗装後5年、アスファルト舗装については、舗装後3年を経過した後であること。

「地下埋設工事等による道路の掘り返し規制に関する緊急措置について」

〔S37年10月23日〕による
閣議了解

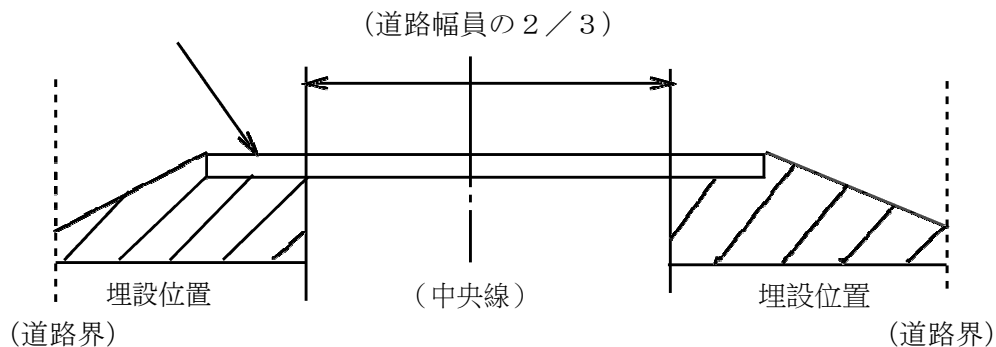
- (2) 占用場所は、路面をしばしば掘削することのないように計画され、管の強度等についても充分審査するとともに道路占用関係者の意見を聴取の上市街地土木工事公衆災害防止対策要綱に基づき、施行に当たっての事故防止に万全の措置を講じ、特にガス管、地下電線等に関する大規模工事については消防署への連絡対策等指導の徹底をはかること。

1.2 地下電線等の占用（2号物件）

- (1) 歩車道の区別のある道路については原則として、車道以外の部分の地下に埋設すること。

ただし、その本線については車道以外の部分に適当な場所がなくかつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときはこの限りでない。

- (2) 歩車道の区分の無い道路にあっては、原則として路面幅員の3分の2に相当する路面の中央以外の地下に埋設すること。



- (3) 道路を横断して埋設する場合は原則として圧入工法により最短距離になるよう埋設すること。

ただし、交通量が極めて少ない箇所又は工法上極めて困難な場合はこの限りでない。

- (4) 電線を埋設する場合は、電線の頂部と路面との距離は0.6メートル以上とすること。

ただし、「電線、水管、下水道、ガス管を道路の地下に埋設する場合の深さ等について（平成11年3月31日付け建設省道政発第32号・道国発第5号建設省道路局路政課長・国道課長通達）」及び「電線を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について（平成28年2月22日付け国道利第17号・国道保第26号・国道交安第63号国道交通省道路局路政課長・国道・防

災課長・環境安全課長)」に該当する場合はこの通達によることとする。

- (5) 地形上、構造上(4)による埋設が難しい場合は、横断側溝を敷設するなど道路及び占用物件の機能を確保できるものとする。
- (6) 電線路の本線とガス管の本線は同一側にこないこと。
- (7) 電線又はガス管の引込線は直接本線から分岐しないこと。
- (8) 電線路の立上り用管は、道路に面しない側に設けること。
- (9) 支柱電線には危険標示を示すため黄色のカード等を取り付けること。

1.3 水管、水道管、ガス管等の占用(2号物件)

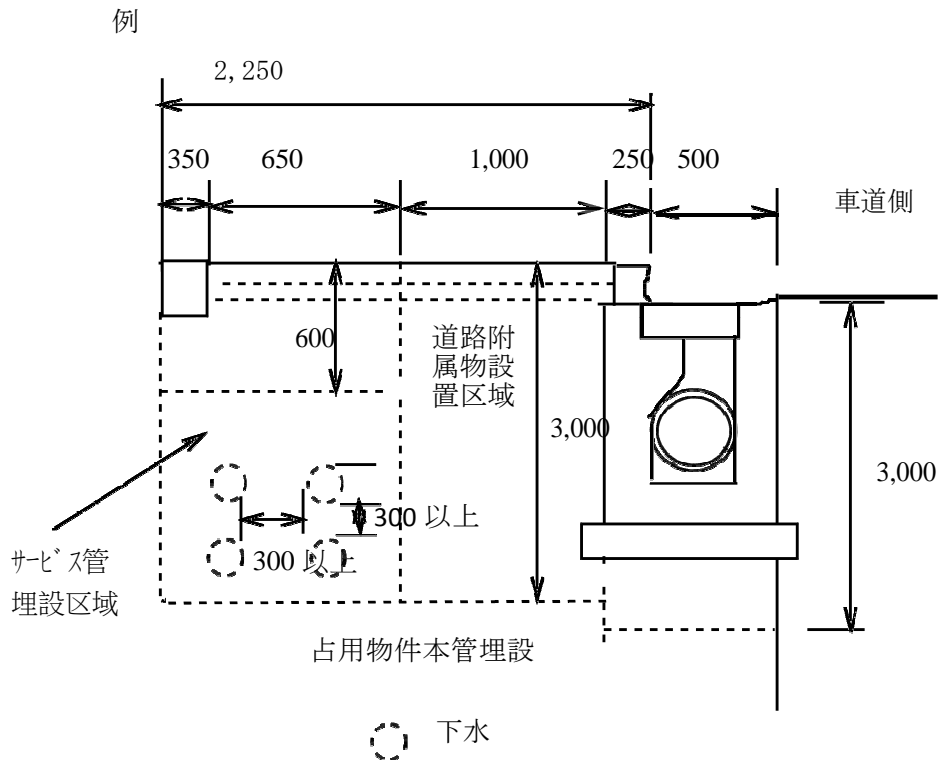
- (1) 歩車道の区分のある道路の水管、下水道管、ガス管等については、1.2の(1)によること。
- (2) 歩車道の区分のない道路の水管、下水道管、ガス管等については、1.2の(2)によること。
- (3) 水管及びガス管を埋設する場合は、その頂部と路面との距離は1.2メートル以上とすること。

なお、工事实施上やむを得ない場合(例えば、路床が岩盤等で復旧コンクリート等で行う場合)は0.6メートル以上とすること。(施行令第11条の3第1項第2号ロ)

ただし、「電線、水管、下水管、ガス管を道路の地下に埋設する場合の深さ等について(平成11年3月31日付け建設省道政発第32号・道国発第5号建設省道路局路政課長・国道課長通達)」に該当する場合はこの通達によることとする。

- (4) 下水道の本線を埋設する場合には、その頂部と路面の距離は3メートル以上とすること。
ただし、工事实施上やむを得ない場合にあっては、1メートル以下としないこと。(施行令第11条の4第1項第1号)
ただし、「電線、水管、下水管、ガス管を道路の地下に埋設する場合の深さ等について(平成11年3月31日付け建設省道政発第32号・道国発第5号建設省道路局路政課長・国道課長通達)」に該当する場合はこの通達によることとする。
- (5) 地形上、構造上(4)による埋設が難しい場合は、横断側溝を敷設するなど道路及び占用物件の機能を確保できるものとする。
- (6) 水管の本線とガス管の本線は同一側にすること。
- (7) 道路を横断して埋設する場合は1.2の(3)によること。
- (8) 上水道各戸の取付管の制水弁及び下水道の各戸取付管のマンホールは原則として私有地に設けること。

(9) 地下埋設位置標準図



1.4 鉄道、軌道、ロープウェー、ケーブル等（3号物件）

鉄道、軌道の設置場所は路面、地上、地下を問わない。ただし、軌道法の規定によって認可を得た軌道は道路の占用許可があったものとみなされる。

道路と鉄道とはともに公共輸送機関であり、相互に関連する場所が非常に多く、安全上非常に重要であるため、道路法ではその交差の設置及び管理について特別の規定がおかれている

1. 法第20条（兼用工作物の管理）
2. 法第31条（道路と鉄道との交差）
3. 法第35条（国等の行う道路の占用の特例）
4. 道路構造令第29条（鉄道との平面交差）
5. 道路と鉄道との交差に関する建設省、日本国有鉄道協定
6. 道路と鉄道との交差に関する建設省、日本国有鉄道細目協定
7. 法第36条（水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例）

(1) 関係法令並びに規則

1. 軌道法（大正10年法律第76号）
2. 索道規則（昭和22年運輸省令第34号）

上記法令の構造基準のほか保安施設並びに防護施設等安全に行うよう指導すること。

1.5 日よけ、雨よけ、雪よけ等の占用（4号物件）

防火、交通、衛生上のへい害を伴うものであるから極力抑制の方針をとること。

(1) 許可基準は、

「アーケードの取扱について（昭和30年2月1日建設省発住第5号）」の五、仮設日よけの特例に準ずる。

16 アーケードの占用

方針は15に準ずる。

(1) 一般的なアーケード

一般的なアーケードについては、「アーケードの取扱いについて」（昭和30年2月11日運輸省発注第5号の設置基準に基づき、連絡協議会に諮り審議の上決定される。

(2) 屋根が定着していないアーケード

ただし、申請地の附近が商店街となっている場合は統一したアーケードとするよう指導すること。

(イ) 歩車道の区分のある道路の歩道部分のみに設けるものであり、1店舗の個人的に設置しようとする場合のものであること。

(ロ) 屋根に相当する部分にガラス以外の不燃材料（塩化ビニール等）又は防災処理をした天幕の類を使用し、その部分を簡単に撤去することができ、かつ容易に地上から解放できる装置であること。

(ハ) 雨水は樋により雨水枿に誘導する構造とすること。

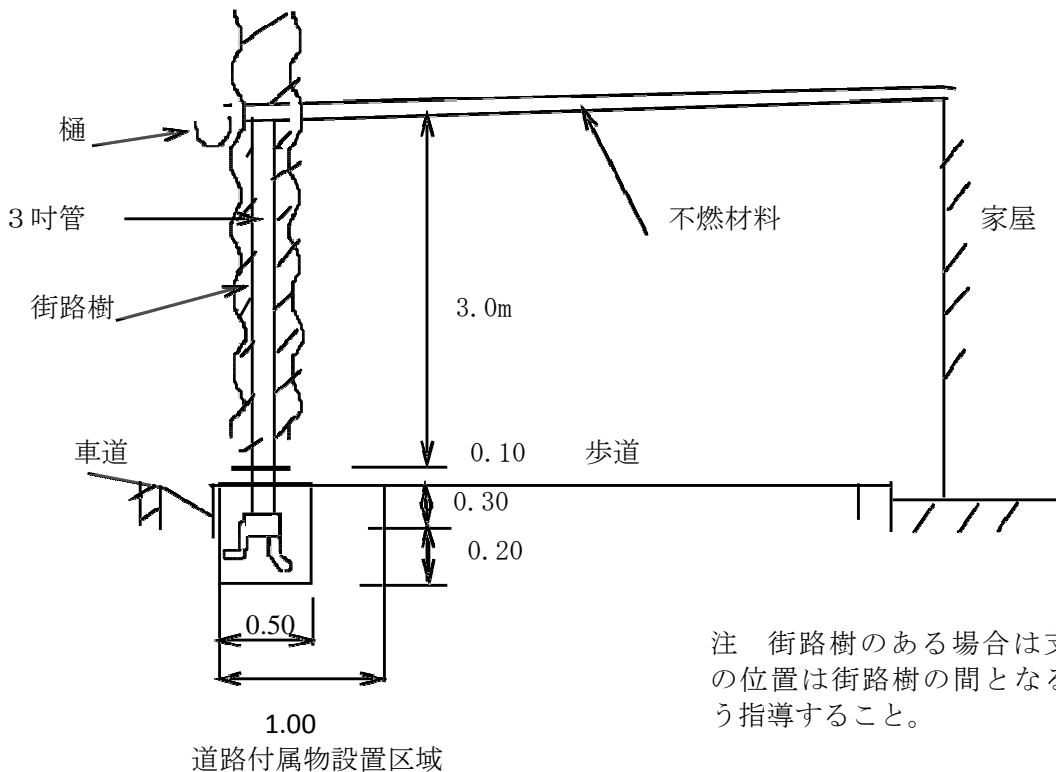
(ニ) 横棧は中間に1本程度とすること。

(ホ) 街路樹がある場合は、街路樹を保護し、その育成を妨げない構造とすること。

(ヘ) アーケードが設置された路上にみだりに商品、立看板、自転車等を存地しないこと。

(ト) 連続して設置するときは一般的なアーケードとして処理すること。

(チ) 標準断面図。



17 地下街の占用（5号物件）

地下街の道路占用については、国土交通省の事前協議事項となっているため、事前協議の後占用許可を行うこと。

昭和41年11月17日の道路局内規により方針並びに占用許可基準が下記の通り示されているので準用するものとする。

（方針）

1. 地下街を道路の路面下に設置することは、道路の管理上のみならず、防災、衛生上の観点から好ましくないので抑制の方針をとること。
2. 地下街の占用は、公共地下歩道又は公共地下駐車場の整備の必要上、地下街を設置することが真にやむを得ないと認められる場合に限りて許可すべきものであるから、地下街の占用に当たっては、これらの公共施設の整備を主とし、地下街の設置を従として取扱うこと。
3. 地下街の占用は用地補償とは別個の問題であるから、用地補償と関連させてこれを濫用してはならないこと。
4. 既存の地下街のうち、この基準に適合しないものについては、この基準の趣旨に照らして所要の改善措置を講ずるよう努めること。
5. 事前協議は文書をもって行うものとし、次に掲げる図書を添付すること。

（1）位置図

（2）平面図

（3）縦断面図

（4）横断面図

（5）占用面積計算書

（6）その他、この基準の各要件に関する事項を記載した書類

（地下街占用許可基準）

〔1〕趣旨

地下街の道路占用については、占用の場所、占用物件の構造、占用の形態等において、他の占用物件とは著しく異なることがあることにかんがみ、この占用許可基準に従い公正厳格な占用許可を行い道路管理の適正を期するものとする。

〔2〕地下街の設置

1. 地下街は次に掲げる公共施設とあわせて設けるものでなければ、その占用を許可してはならない。

（1）商業地域内の路上交通が著しくふくそうする地域において、鉄道の主要駅、主要バスターミナル等の交通施設及びその周辺を地下で連絡することが当該地区の路上交通の処理のために特に必要であると認められる場合に設置される公共地下歩道。

（2）駐車場設備地区において急速に整備する必要がある公共地下駐車場。

2. 地下街の設置は次に掲げるとおり計画しなければならない。

（1）公共施設及び地下街の設置計画は、当該地域における道路その他の都市施設の将来計画と調整されたものでなければならない。

（2）公共地下道の幹線部分及び公共地下駐車場は都市計画として決定されるものでなければならない。

3. 公共施設の配置、規模、構造等は、その機能を十分に発揮できるよう計画されなければならない。

4. 地下街の規模は、次に掲げるところによるものとする。

（1）前記1～（1）の公共地下歩道に併設する地下街の占用延べ面積は、公共地下歩道の延べ面積の1.5倍を超えないものであること。

- (2) 前記1～(2)の公共駐車場に併設する地下街の占用延べ面積(公共地下歩道の延べ面積を含む。)は、公共地下駐車場の延べ面積を超えないものであること。

[3] 公共施設及び地下街の構造等

1. 公共施設及び地下街の構造については、建築基準法、駐車場法、その他関係法令の定めるところによるほか、次の基準によるものとする。

- (1) 地上道路の構造及び路上交通に支障を与えないこと。
- (2) 排水、換気、照明等良好な環境を維持するために必要な施設を完備すること。
- (3) 直通階段、避難階段、方向指示版、防火施設、肺炎施設、その他、安全を確保するために必要な施設を完備すること。

2. 地下街の施設は、店舗及びこれに類するものに限るものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 風俗営業用施設その他これに類するもの。
- (2) 易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置するもの。

[4] その他

1. 地下街の占用を許可する場合には上記[3]の1の(2)、(3)の要件に関し、都市計画、建築、消防、公衆衛生、警察等の関係機関と協議するものとする。
2. 占用許可に当たっては、転貸等の弊害を防止するため必要な条件を付するものとする。

1 8 地下室(地下駐車場、地下広場を含む。)等の占用(5号物件)

地下質を道路の路面下に設置することは、道路の管理上のみならず、防災、衛生等の観点から好ましくないので抑制の方針をとること。

- (1) 危険物の地下貯蔵所から20メートル以上離れていること。
- (2) 出入口は原則として道路敷内に設けないこと。
- (3) 掘削の深度、工法を適正にさせるとともに建築基準法、消防法の基準に違反しないようにさせること。
- (4) 構造は鉄筋コンクリート又は鉄骨コンクリート造りとし、道路法等の規定荷重に耐えられるものとする。
- (5) 工事の施行に当たり技術的に充分検討し、道路に支障を及ぼさないように措置することとし、また附近土地の低下等のおそれがある場合は占用者において補償措置を講ずること。
- (6) 許可に際しては、都市計画、建築、消防、公衆衛生、警察等の関係機関と協議するものとする。

1 9 路上通路の占用(5号物件)

道路の上空に設ける通路の占用については、昭和32年7月15日建設省発住第37号に方針並びに占用許可基準が下記の通り示されているので準用するものとする。

(方針)

1. 許可等に関する事務の連絡及び調整を行うため、関係のある道路管理者、特定行政庁、警察署長及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会を設けること。
2. 各機関は、それぞれ所管事項に関して責任を有するとともに、他の機関の所管事項に関する意見を尊重するものとし連絡協議会において各機関の意見が一致した場合に限り許可等をするものとする。
3. 連絡協議会は、許可等の申請があったとき開催するものとするが必要があるときは、あらかじめ開催し、この許可基準に対する制限の附加等に関する事務の打合わせ

せを行い、必要に応じ、適宜の方法により周知させること。

4. 道路の上空に通路を設けることは、安全上、防災上、衛生上、その他都市計画的な見地から、いろいろ問題が多いので設置場所、位置等について慎重に検討し、みだりに設置を認めないこと。
5. 市長村長は、道路の上空に通路が設けられた場合において必要があるときは、通路とこれを設けた建築物とを一体として消防法第8条の規定によりその所有者が防火責任者を定め、消防計画を立て、その訓練を行うべき建築物として指定すること。
6. 避難のための通路を道路の上空に設けた場合においても、建徳基準法施行令の避難階段等の規定は緩和されるものではないこと。
7. 道路の上空に通路が設けられた場合においては、ややもすれば、通路内又はその下の道路上にみだりに、商品、立看板、自転車等を存置するようになり易いので、このようなことがないように厳重に取締まること。
8. 各機関は、道路を縦断する通路その他特殊な通路については、この基準に抵触しないものであっても、当分の間、それぞれ中央機関との連絡の上、その処理を行うこと。

(道路の上空における通路の許可基準)

1. 通則

- (1) 道路の上空における渡り廊下その他の道路（以下「通路」という。）は建築物内の多人数の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものでなければならない。
- (2) 通路は交通、防火、安全、衛生、美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのあるものであってはならない。
- (3) 通路はたとえ臨時的であっても売場、店舗、商品置場、事務室等通行又は運搬以外の用途に供してはならない。
- (4) 通路は、これを設ける道路に面する建築物の採光を著しく害する者であってはならない。
また、通路を設ける建築物の通路の真下にある居室の開口部を採光に有効でないものとした場合においても、当該居室の採光が建築基準法第28条第1項の規定に適合する場合に限りこれを設ける事ができる。
- (5) 通路は、消防用機械の操作、救助、注水その他の消防活動を妨げるものであってはならない。
- (6) 通路の規模は、常時通行する人数若しくは運搬する物品の数量又は非情の際避難する人数に応じて、最小限度とすることとし、その階段は1とし、その幅員は6メートル以下としなければならない。
- (7) 通路は、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ又は道路の見通しを妨げその他道路の交通の安全を害しないように設けなければならない。
- (8) 各機関は通路を設けようとする場所等の特殊性により、この基準のみによっては、通行上、防火上、安全上、衛生上、その他周囲の環境保持上支障があると認めるときは、所要の制限を附加するものとする。
- (9) 各機関は、風土の状況、消防機械の種類、建築物の構造等の特殊性により、この基準に定める制限の効果と同等以上の効果をもたらす他の方法がある場合若しくはこの基準の一部を適用する必要がある場合又はこの基準をそのまま適用することによって通行上、防火上、安全上、衛生上その他周囲の環境保全上、支障がある場合においてこの基準の一部を変更して実施し、又はその一部の適用を除外する必要があると認めるときは、それぞれ中央機関に連絡の上その処理を行うものとする。

2. 通路の設置数及び設置場所

通路の設置数及び設置場所は次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 通路は同一建築物について1箇所とすること。
ただし、建築物の用途及び規模によりやむを得ないと認められる場合において

ては、建築基準法施行令第137条第1項第1号又は第3号に該当するもの1箇、同項第2号に該当するもの1箇、計2箇とすることができる。

(2) 通路は次に掲げる場所に設けないこと。

ただし、周囲の状況等により支障がないと認められるときは、(ロ)の水平距離を縮小することができる。

(イ) 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所。

(ロ) 通路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離10メートル以内の場所。

3. 通路の構造

通路の構造は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 通路の防火装置は、次に掲げるところによること。

ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(イ) 通路を設ける建築物から5メートル以内にある通路の床、柱（通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。）及びはりには耐火構造とすること。

(ロ) 通路と通路を設ける建築物との間には随時開けることができる自動閉鎖の甲種防火扉を設けること。

(ハ) 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、その建築物の火災によって通路による避難に支障がある場合には、その開口部に防火戸を設ける等通路による避難が安全であるように適当な措置を講ずること。

(2) 通路の路面からの高さは、電線、電車線等の路面からの高さを考慮し、これらの物件に支障を及ぼさないような高さ（5.5メートル程度以上）とすること。

(3) 通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。

(4) 通路は、これを設ける建築物の地震時の振動性状に応じて、適当な構造とすること。

(5) 通常の構造計算をする場合、積載荷重は床、柱、大はり、又は基礎に対して1平方メートルにつき500キログラム以上とし、水平震度は0.2以上、鉛直震度は0.1以上とすること。

(6) 通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けること。

(7) 通路には適当な雨どい及び多雪地にあつては雪止めの設備を設けること。

(8) 通路の外部には、恒常的であると臨時的であるとを問わず、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は不必要な塗装をしないこと。

(9) その他必要なことは「橋本市道路施行承認基準」に定めるところによる。

20 地下通路の占用（5号物件）

地下道を道路の路面下に設置することは道路の管理上好ましくないもので公共性のあるもの以外は抑制の方針をとること。

(1) 危険物の地下貯蔵所から20メートル以上離れていること。

(2) 出入口は原則として道路敷地内に設けないこと。実施上やむを得ないものについては歩車道の区別のある道路の歩道上に限るものとし、残余幅員は2.0メートル以上とすること。

(3) 他の地下埋設物又は道路施設等に支障を与えるものでないこと。

(4) 構造は鉄筋コンクリート又は鉄骨コンクリート造りとし、道路法等の規定荷重に耐えられるものとする。

(5) 工事の施行に当たり技術的に充分検討し、道路に支障を及ぼさないよう措置することとし、また附近土地の低下等のおそれのある場合は占用者において補償措置を講ずること。

(6) 許可に際しては都市計画、建設、消防、公衆衛生、警察等の関係機関と協議す

るものとする。

2.1 その他の通路（5号物件）

進入路のために道路側溝又は道路の法敷きを占用して通路とする場合は、19の基準を準用する。ただし、構造物については、下記に定めるとおりとする。

(1) グレーチングの構造

グレーチングを設置する場合、開閉式のものとし、乗入れの荷重に耐え得る耐荷重の構造とすること。

(2) 床板橋の構造

床板橋を設置する場合、道路側溝に影響を与えない構造とし、乗入れの荷重に耐え得る耐荷重の構造とすること。また、構造物の雨水は宅地内で処理できる構造とし、道路区域内に流出しないようにすること。

2.2 露店、商品置場等の占用（6号物件）

（その他屋台店、空ビン置場、宝くじ売場等も含む。）

これらのものは臨時的な占用であるが、ともすると長期的になりやすく、道路交通に支障をきたし、管理上、好ましくないので、原則として許可しないこと。

ただし、やむを得ず許可する場合は下記によること。

(1) 露店等の占用（祭典、縁日、歳の市、売出し等の土地に定着しない臨時的な仮設店舗）

(イ) 掘削の伴わないもので、1週間未満の臨時的なものについては、警察署長の使用許可によるものとする。

(ロ) 歩車道の区別のある道路にあつては、歩道上とし残余の幅員は2.0メートル以上とする。

(ハ) 歩車道の区別のない道路にあつては、道路交通に使用を与えない道路広場とする。

(ニ) 交差点、道路標識、消火栓、横断歩道、火災報知器等の効用を妨げない場所とする。

(2) 商品置場等の占用

「商品置場」とは空箱等を利用して、単に商品を置く場所をいう。

(イ) 道路交通に支障を与えない道路広場以外は許可しないこと。

(ロ) 側溝及び路面排水の効用を妨げないものであり、取除きの容易なものであること。

(3) 屋台店、宝くじ売場、空ビン置場等の占用

店舗あるいは商品の陳列をする施設が、土地に定着しないもので、その施設が臨時的に設けられ、かつ取除きが容易なもの。

(イ) 歩車道の区別のある道路にあつては、歩道上とし、残余の幅員は2.0メートル以上とする。

(ロ) 歩車道の区別のない道路にあつては、道路交通に支障を与えない道路広場とする。

(ハ) 交差点、道路標識、消火栓、横断歩道、火災報知器等の効用を妨げない道路広場とする。

2.3 看板、幕、旗ざお、はり札、はり紙、アーチの占用（政令物件）

看板類、アーチの占用については建設省において昭和44年8月20日建設省道政発第52号で「指定区域内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準」が下記の通り示されているので準用する。ただし、「指定区域内の一般国道」を「橋本市が管理する市道」と読み替えるものとする。

1. 趣旨及び方針

路上の広告物の占用場所によっては、信号機及び道路標識の効用を妨げること、道路の有効幅員を狭くすること、車両運転者に無用の心理的緊張を与えること等によって道路交通の安全を阻害するおそれがあることにかんがみ、良好な道路環境の確保を図るため、道路における路上広告物の占用は本基準に従い厳正に取扱うものとする。

2. 定義

本基準において「路上広告物」とは次に掲げる工作物又は物件をいう。

(1) 添加看板等

電柱、街灯、標識、アーケード、その他道路区域内の工作物又は物件に添加された看板（以下、「添加看板」という。）広告用の幕、若しくは旗ざお、はり札、はり紙及びこれらに類するもの。

(2) 突出看板等

建物、へい、その他道路区域外の工作物若しくは物件に添加され又は道路区域外の土地に設置され、道路区域内に突出する看板、広告用幕若しくは日よけ及びこれらに類するもの。

(3) 立看板等

道路区域内の土地に設置される立看板、広告物、広告用旗ざお、標識、広告塔、アーチ及びこれに類するもの。

(4) 自家用看板等

突出看板等及び立看板等のうち、沿道で営業又は事業を行うものが自己の営業所（店舗を含む。）又は事業所若しくは作業所に添加する自己の店名、屋号、商標若しくは自ら販売若しくは政策する商品の名称又は自己の営業若しくは事業の内容を表示するもの。

3. 適用除外

次に掲げる広告物については、本基準を適用しない。

(1) 法令の規定により設置されるもの

(2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって設置するもの。

(3) 公職選挙法による選挙活動のために使用するポスター立札等。

(4) 冠婚葬祭のため、一時的に設置するもの。

4. 禁止場所

路上広告物又はこれを掲出する工作物若しくは物件（以下「路上広告物」という。）は次に掲げる道路若しくは場所又は工作物若しくは物件に設置又は添加してはならない。ただし、自家用看板についてはこの限りでない。

(1) 自動車専用道路。ただし、道路の区域内に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所の業務のために設ける必要最小限の路上広告物についてはこの限りでない。

(2) 今後改築済となる道路の空間（舗装工事又は局部改良等小規模のものを除く。）

(3) 次に掲げる物件、工作物、場所。

(イ) 橋、トンネル、高架構造（横断歩道橋を含む。）及び分離帯

(ロ) 街路樹、信号機、道路標識、防護柵、駒止めの類及び里程標の類

(ハ) 消火栓、火災報知器、郵便ポスト、電話ボックス、変圧塔及びこれらに類する物件

(ニ) 道路が交差し、及び連結する場所、横断歩道並びに踏切道。

(ホ) 車両が徐行する必要がある曲り角（交差点を除く。）及び勾配の急な坂。

(ヘ) 橋（長さ20メートル以下のものを除く。）及びトンネルの前後それぞれ10メートルの区域内、警戒標識（駐車禁止、駐停車禁止の標識を除く。）

く。)及び横断歩道の指示標識の前後10メートルの区域内並びに信号機の前後それぞれ10メートルの区域内。

(ト) 車両幅員5.5メートル以上の道路が交差若しくは連結している交差点又は連結点、横断歩道及び踏切道の前後それぞれ10メートルの区域内。

(チ) その他道路管理上特に支障を及ぼすと考えられる場所

5. 設置方法

路上広告物の設置は次に掲げる方法によって、しなければならない。

(1) 添加看板等

(イ) 添加看板等(添加看板のうち巻付看板を除く。)の最下部と路面との距離は4.5メートル以上とする。

ただし、歩道上においては2.5メートル以上とすることができる。

(ロ) 原則として道路中央側につき出してはならない。

(ハ) 電柱、街灯等の柱類に添加する添加看板等の大きさは、縦1.5メートル以内、横0.8メートル以内とし、その表示面積は1.0平方メートル以内とする。

(ニ) 添加看板は1柱につき1個(巻付看板については、1平方メートルの範囲内において1個を2面として掲出することができる。)に限るものとする。ただし、市街地を形成している区域内の道路にあっては、1柱につき取付1個、巻付1個とすることができる。この場合においては巻付看板は1面とし、対面禁止としなければならない。

(ホ) 4(3)へ及びトの場合にあっては、巻付看板を対面禁止として掲出することができる。

(ヘ) 電柱に添架する看板等の相互間の距離は道路1側につき20メートル以上とする。

(ト) はり紙、ぬり広告等路上工作物又は物件に直接貼付又は塗装したものであってはならない。

(2) 突出看板等

(イ) 自家用看板等に限るものとし、1営業所又は1事業所若しくは1作業所につき2個以内とする。ただし、たばこ、塩又はきっての販売店、専門店、代理店等を表示する、0.5平方メートル以下のもの及び広告用日よけを除く。

(ロ) 看板の最下部と路面との距離は4.5メートル以上とする。ただし、歩道上に置いては、2.5メートル以上とすることができる。

(ハ) 路面上に0.6メートル以上つき出してはならない。

(3) 立看板等(アーチを除く。)

(イ) 立看板のうち立看板、旗ざおは、催物、集会等のため一時的に設けるものとし、その大きさ(旗ざおについては旗の部分の大きさ)は縦2メートル、横1メートル以内とする。

(ロ) 地面に接する部分の位置は、法敷、側溝上又は路肩とする。ただし、横0.5メートル以内の立看板、標識又は旗ざおを幅員4メートル以上の歩道上に設ける場合は、歩道内の車道寄りに設けることができる。

(4) アーチ

(イ) 原則として、祭礼、催物等のために、一時的に設けるものに限る。

(ロ) 車道を横断するものであってはならない。ただし、車道幅員9メートル未満の道路を横断するものであって、交通の円滑を妨げるおそれのあるものはこの限りでない。

(ハ) 車道を横断する部分の最下部と路面との距離は、4.5メートル以上とする。歩道を横断する部分の最下部と路面との距離は2.5メートル以上と

することができる。ただし、道路管理上支障が生じる恐れがある場合は、道路管理者の指示によるものとする。

- (二) 地面に接する部分の位置は、法敷とする。ただし、交通の円滑を妨げるおそれのない場合は、路線寄り、又は歩道内の車道寄りに設けることができる。

6. 構造色彩等

- (1) 路上広告物等は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものでなければならない。
- (2) 路上広告物の構造、色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものであってはならない。路上広告物等の地色は原則として白色又は淡色に限るものとする。
- (3) 路上広告物等は、電光式、照明式又は反射材料式であってはならない。自家看板等については、電光式又は照明式に限り認めることができる。
- (4) 路上広告物等のデザイン及び表示内容は、美観風致を充分考慮して定めるものとする。

7. 既設の路上広告物等の取扱等

- (1) 占用許可物件であってこの基準に適合しないものは、占用許可更新の際に、この基準に適合するよう指導するとともに、耐用年数の経過により改造又は修繕する際には、除却、移転、改造等の必要な措置を命ずるものとする。
- (2) 不法占用物件については、この基準に適合するものは占用許可申請を行わせるものとし、この基準に適合しないものは適合するよう移転、改造等を行わせる上で占用許可申請を行わせるものとする。なおこれらの占用許可申請の行われないものは所定の手続きにより除却させる。

8. その他

路上広告物の占用許可を与えるに際しては、この基準による他、道路交通法、屋外広告物条例の許可基準に合わせて勘案し、かつ屋外広告部関係機関と緊密な連絡をとって公正な処理を行うよう努めるものとする。

2 4 発電設備の占用（政令物件）

1. 発電設備は、太陽光及び風力を電気に変換する設備であって、パネル部分、ブレイキ部分のほか、これらと一体となって発電設備として機能を果たす接続箱等を含むものとする。
2. 発電設備の占用の場所については、次のとおりとする。
 - (1) 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。
例：連結附属地、待避所の空きスペース等、アーケード、上空通路等の占用物件への添加等で交通の輻輳する場所や他の占用物件の多い場所等、道路構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。
 - (2) 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。（道路構造令に規定する幅員を確保すること。）
 - (3) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。
例：発電設備を道路の上空に設ける場合には、路面からの適切な距離を確保させること。
 - (4) 原則として、交差点等の地上に設けないこと。
例：道路の交差し、接続し、又は屈折する部分の地上に設けないこと。
 - (5) 橋脚、橋桁、高欄等の道路構造物又は道路照明、道路標識、遮音壁、道路情報提供装置等の道路附属物への添加行わないこと。
 - (6) アーケード、上空通路等の占用物件に添加する場合には、既存の占用物件の構造及び設置目的を害さない場所で、かつ当該施設等の占用者が安全と認め

た場所であること。

- (7) 発電設備の設置工事又は維持管理作業を行う場合において道路交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所であること。
- (8) 周辺環境に支障を及ぼすおそれのない場所であること。（発電設備の設置にあたっては、関係法令等の基準に照らし、周辺環境に支障がないことが占用希望者から疎明された場所に限って認めることとする。）

3. 発電設備の構造等については、次のとおりとする。

- (1) 道路通行者等の視界を妨げたり、太陽光等を反射して車両の運転を妨げたりすることにより道路交通に支障を及ぼすおそれのないこと。
- (2) 広告物の添加及び広告のための塗装を一切行わないこと。
- (3) 意匠、構造及び色彩は周辺の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものであること。
- (4) 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は台との接合部分の強度等に特段の注意を払い、強風等により倒壊し、道路構造又は道路通行者に危害を加えることのないことが確認された場合に限って占用を認めるものとする。また、架台を強化した結果、荷重により道路構造に支障を来すことのないよう留意すること。）
- (5) 道路面を被覆することにより道路の構造又は維持管理に支障を来すものでないこと。

道路の法面をはじめとした点検が必要な場所に設ける場合にあつては、原則として、道路面が被覆されて点検を妨げることのない構造の発電設備に限って占用を認めるものとする。やむを得ず道路面を被覆する場合にあつては、道路管理者による点検を補うために占用主体による点検を実施させること。

また、道路面を被覆することにより法面の強化のために設ける植栽の発育に支障を来すおそれがある場合には、法面の強化措置を占用主体に採らせること。さらに、道路面を被覆した結果、雨水等が地下に浸透せずに通行面に流入する、あるいは積雪が通行面に滑落するおそれがある場合には、側溝、雨水桝等の整備又は除雪作業その他必要な措置を占用主体に行わせること。

4. 占用主体は、次のとおりとする。

- (1) 発電設備の占用主体は、発電設備の継続的な設置により道路の構造又は保全に支障を生ずることのないよう、占用物件を的確に管理することができる者と認められる者であること。また、発電設備の占用により、道路の点検等を道路管理者が行いにくくなるため、次に掲げる点検等を的確に行うことができる者であること。
 - (ア) 法面、舗装、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、剥離、変形等の有無の点検
 - (イ) 不法占用、不法投棄、落書き等の有無の点検
 - (ウ) 路面、排水施設等の清掃、除草、除雪等の維持管理
 - (エ) その他、当該道路の管理上必要と認められる事項
- (2) 暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。
- (3) 地方公共団体の名義貸しによる主体は占用主体になり得ないものとする。

5. 占用の許可の条件

一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附すこととする。

- (1) 道路に関する工事に伴う発電設備の移転、改築、除却等の費用については占用者が負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用者は、発電設備の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その

費用について負担すること。

- (2) 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。
- (3) 発電設備の落下、剥離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。
- (4) 特段の事情のない限り占用許可の更新回数に限定を課すなどの措置により道路区域への物件の設置が既得権益化しないように担保すること。
- (5) 必要に応じ、当該占用区域内の清掃、除草、除雪その他の管理を行うこと。
- (6) さらに、占用主体が行う点検等については、以下に掲げる事項を条件として附すものとする。
 - (ア) 占用者は、あらかじめ、点検要領を道路管理者に提出するとともに、点検等の結果について定期的に報告すること。
 - (イ) 点検要領には次に掲げる事項のうち、道路管理者が必要と認めるものを定めること。
 - ① 点検等の範囲に関する事項
 - ② 点検等の対象に関する事項
 - ③ 点検等の内容に関する事項
 - (一) 点検項目
 - (二) 点検時期
 - (三) 点検方法
 - (四) 清掃、除草等の時期
 - (五) 清掃、除草等の方法
 - ④ 点検等の体制に関する事項
 - ⑤ 点検等の記録に関する事項
 - ⑥ 点検等の結果の報告に関する事項
 - ⑦ その他当該道路の管理上必要と認められる事項
 - (ウ) 占用者は、点検要領に従い、当該占用区域及びその近傍における道路構造物等の点検等を行うとともに、異常等を発見した場合には、速やかに道路管理者に報告し、その指示に従うこと。
 - (エ) 点検要領に定める事項のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは点検等の体制の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。

6. 占用の期間

発電設備の占用の期間については、5年以内の範囲で適正に定めるものとする。

7. その他

- (1) 発電設備を既設の占用物件に添加する場合には、道路法第41条の規定により取り扱うこと。
- (2) 発電設備と構造上一体となる占用物件の許可に当たっては、発電設備とそれ以外の占用物件を各々の許可として取り扱うこと。
- (3) 発電設備の設置により近隣の住居、店舗等に影響を与えるおそれがあることから、原則として、これらの施設の居住者、所有者、経営者等からの設置に係る同意書が占用許可申請書に付されていること。
- (4) 道路と河川等、道路と効用を兼ねる場所への占用希望があった場合には、関係する管理者と十分な調整を図ること。

2.5 食事施設等の占用（政令物件）

- (1) 食事施設等は、次のいずれにも該当するものであること。
 - ①食事施設等の占用が、地域の活性化や都市のにぎわいの創出等の観点から地方公共団体及び地域住民及び地域住民・団体等が一体となって取り組むもの、又これに準ずるものであること。
 - ②食事施設等において販売される物品又は提供されるサービスが道路の通行又は利用において一般的に派生する需要に対応したものであること。
 - ③広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであって、特定の者のみを対象としたものではないこと。
- (2) 食事施設等の占用の場所は、次のとおりとする。
 - ①地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。（道路法施行令第11条の7第1項第1号）例：幅員に余裕のある歩道上、駅前広場、バスロータリー、交差点付近を除く横断歩道橋の下の歩道、植樹帯の間等
 - ②歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。（道路法施行令第11条の7第1項第2号）（道路構造令に規定する幅員を確保すること。）
 - ③道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。（道路法施行令第11条の7第2高で準用する同令第10条第1号ロ）例：食事施設等がひさし、日よけ等を道路の上空に設ける場合には、路面からの適切な感覚距離を確保させること。
 - ④原則として、交差点等の地上に設けないこと。（道路法施行令第11条の7第2項で準用する同令第10条第1号ハ）例：道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこと。
 - ⑤近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な距離を確保すること。
- (3) 食事施設等の構造は、次のとおりとする。
 - ①特定連結路附属地に設置するものを除いて、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。（道路法施行令第12条第1号ハ）
 - ②倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水、その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められること。（道路法施行令第12条1号イ）
 - 次に掲げる事項に該当する食事施設等の占用は許可しないものとする。
 - ア 易燃性若しくは爆発性の物件その他の危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するためのもの。ただし、道路管理上支障のない量を搬入、貯蔵又は使用する場合を除く。
 - イ 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの。
 - ウ 信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせるもの。
 - ③車両の運転者の視界を妨げないものであること。例：食事施設等の設置により道路上に視覚を生じさせるものではないこと。やむを得ず視覚が生じる場合は、視覚から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられること。
 - ④その他
 - ア 店舗名の表示その他必要最小限の情報伝達のためのものを除いて、食事施設等の壁面、上屋等に広告物を掲示又は塗装しないこと。
 - イ 食事施設等の意匠、構造及び色彩は周辺の環境と調和するものであること。
- (4) 占用主体は、次のとおりとする。
 - ①地方公共団体

- ②地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等
- ③食事施設等の占用につき地方公共団から支援を受けている者 例：地方公共団体の同意等ある者

(5) 許可条件等

- ①食事施設等の従業員は当該施設内で活動することを原則とし、施設外での客引き宣伝活動を行わないこと。
- ②食事施設等の設置により多数の来客が見込まれる場合には、道路の交通に支障を及ぼさないよう、駐車場の確保、行列の整序その他必要な措置を講ずること。

(6) その他

- ①公序良俗に反し、社会通念上不相当と認められるものを売買し、又はサービスを提供するものではないこと。
- ②夜間や強風時には屋内に収納されるなど、いたずらや強風により占用許可を受けた区域外へ当該施設を構成する物件、商品等が散乱することのないよう、適切な管理がなされるものであること。
- ③食事施設等の設置により近隣の住居、店舗等に影響を及ぼす虞があることから、これらの施設に居住者、所有者、経営者等から設置に係る同意書の提出があること。

2.6 自転車・原動機付自転車等の駐車器具の占用

施行令第7条第8号に規定する駐車器具の占用については、以下の通りとする。

(1) 占用の場所

車道以外の道路の部分内の車道に近接する場所であること。また第3 3 (1) を満たす幅員を確保できるものであること。

(2) 許可基準

第3 (1～5) を準用する。

第4 占用工事

道路占用許可に付随する工事施行については、「橋本市道路工事施行承認に係る承認基準」を準用する。

第5 瑕疵担保期間

道路占用物件が原因で生じた道路の瑕疵は、占用物件が存続する限り占有者がその瑕疵責任を負う。第4に定める工事に当たっては、その基準を準用する。

第6 占用料

道路を占有する際の占有料の額は、市条例に定めるところによる。ただし、減額又は免除については、他に定めがない場合、以下に定める通りとする。この場合における占有料端数の計算方法は、小数点以下を切り上げるものとする。

1 全額免除とする場合

- (1) 営利を目的としない法人又は個人が進入路を設置する等、生活に必要な範囲で道路の路端、法敷き又は水路の上を占有する場合
- (2) 法人又は個人がガス、電気、電気通信（電気通信事業者が設けるものに限る。）、水道、下水道の各戸引込埋設管を設置する場合又は排水のために公共水路等に接続のために道路を占有する場合
- (3) 車道又は歩道を照らす目的で街路灯又は防犯灯を設置する場合
- (4) カーブミラー、くずかご、花壇、掲示板等で営利を目的とせず、交通安全、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与するものを設置する場合
- (5) かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設のために道路を占有する場合
- (6) 地域慣行行事の歩行者天国、出店又は照明器具等を設置する場合
- (7) 法第35条に規定する事業として道路を占有する場合
- (8) 地方公共団体又は地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業が行う事業として道路を占有する場合
- (9) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業及び同条第5項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設として道路を占有する場合で、道路が鉄道等の施設を使用する場合の額が有償である場合を除く場合
- (10) 公職選挙法による選挙運動のために使用する物件のために道路を占有する場合
- (11) 道路管理者が設ける街灯、標識（道路の付属物）を無償で添加している電柱及び電話柱等を設置する場合
- (12) 公共的団体が設置する有線放送電話柱及びテレビ難視聴対策で設置する柱類及び施設の設置する場合
- (13) 占有物件である電柱及び電話柱等を支えている支柱及び支線（道路敷きに単独で設置するものを除く。）を設置する場合
- (14) 公共的団体又は電気事業者及び電気通信事業者が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込電線等を設置する場合
- (15) 物件が存する土地を築造することにより、道路を占有することになった物件の内、占有料徴収を前提としない場合
- (16) 農道、林道、その他の公共通路を設置する場合
- (17) 被災者の居住の用に供する応急仮設住宅を設置する場合
- (18) 無料で不特定多数人に開放している公園、広場及び運動場を設置する場合

- (19) 「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて（平成6年7月19日付け建設省道政発第37号）」記1に該当するベンチ及びその上屋を設置する場合
- (20) 「無線基地局の道路占用の取扱いについて（平成26年3月26日付け国道利第32号）」の無線基地局に附帯するアンテナ、配管及び配線を設置する場合
- (21) 「WLL方式の導入に伴う無線基地局の道路占用について（平成10年7月10日付け建設省道利発第3号）」の無線装置（蓄電器箱を除く。）に附帯するアンテナ、配管及び配線を設置する場合
- (22) 「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて（平成11年3月31日付け建設省道政発第31号）」の記2において新規の占用の許可の申請を要しないこととされた事業者が設置する場合
- (23) 「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について（平成22年2月24日付け国道利発第27号、国道地環発第29号）」の5に定める支持柱
- (24) バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所

2 占用料の一部を減額するもの

(1) アーチ、看板

減額の対象

商店街振興組合法に基づく公益法人であって、商店街を形成するために共同して設置したものに限る。

ただし、公益法人であってもスポンサー付きのもの又は個人が広告を目的としたものは対象としない。

減額する額

条例で定める額の80%

(2) バス停留所

減額の対象

バス停留所標識

減額する額

条例で定める額の50%

(3) 広告物

減額の対象

電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識又はバス・軌道の停留所標識に添加された広告（以下、「添加広告」という）及び建物、へいその他道路区域外の工作物又は物件に添加され、道路区域内に突出する広告（突出広告）のうち、表裏2面に表示しているもの

減額する額

条例で定める額の30%（添加広告のうち、巻付広告については、さらに50%を減額する）

（4）無線基地局

減額の対象

無線基地局

減額する額

条例で定める額の70%

（5）駐車場等

減額の対象

①駐車場（駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。）及び自転車、原動機付き自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具

②駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場

減額する額

①条例で定める額の50%

②条例で定める額の75%

（6）電柱又は電話柱

減額の対象

公安委員会の設置する信号機又は標識を無償で添加している電気事業者又は電気通信事業者の設置する電柱又は電話柱

減額する額

条例で定める額の50%

（7）ベンチ及び上屋

減額の対象

タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に付随するベンチ及び上屋

減額する額

条例で定める額の50%

3 占用料減額又は免除の方法

占用料の減額又は免除を受けたいものは、市規則第6条第1項に規定する「市道占用料減免申請書（様式第4号（第6条関係））」の提出を要する。ただし、庁内申請等において、事務簡素化のためにこの申請を省略することができる。

参考資料

<関係法令>

道路法第 32 条

第 41 条

道路法施行令

第 7 条

第 10 条

第 11 条第 1 項

第 11 条の 3

第 11 条の 4

第 11 条の 7

第 12 条

建築基準法第 85 条第 1 項

道路運送車両法第 3 条

<通知・通達>

「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて（H.6.6.30 建設省道政発第 32 号）」

「地下埋設工事等による道路の掘り返し規制に関する緊急措置について（S.37.10.23 閣議了解）」

「電線、水管、下水道、ガス管を道路の地下に埋設する場合の深さについて（H.11.3.3 建設省道政発第 32 号）」

「電線を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について（H.28.2.22 国道利第 17 号）」

「アーケードの取扱いについて（S.30.2.11 運輸省発住第 5 号）」

「指定区域内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準（S. 44. 8. 20 建設省道政発第 52 号）」

「無線基地局の道路占用の取扱いについて（H.26.3.26 国道利第 32 号）」

W L L 方式の導入に伴う無線基地局の道路占用について（H.10.7.10 建設省道利発第 3 号）」

「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて（H11.3.31 建設省道政発第 31 号）」

「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について（H22.2.24 国道利発第 27 号、国道地環発第 29 号）」